

国立大学法人東京農工大学職員兼業規程の一部改正

現行	改正案	改正理由
<p>本則</p> <p>(営利企業の事業への関与制限)</p> <p>第4条 職員は、営利を目的とする私企業(以下「営利企業」という。)に関して、原則として次の各号に掲げる事項に携わることができない。</p> <p>(1) 営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員(発起人を含む。)、顧問、<u>若しくは</u>評議員(以下「役員等」という。)の職を兼ねること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(役員等の職を兼ねる場合の特例)</p> <p>第5条 前条第1号の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、東京農工大学役員等兼業審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査を経て、許可することができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 株式会社又は有限会社の監査役の職を兼ねる場合 (新設)</p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(営利企業の事業への関与制限)</p> <p>第4条 職員は、営利を目的とする私企業(以下「営利企業」という。)に関して、原則として次の各号に掲げる事項に携わることができない。</p> <p>(1) 営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等(発起人を含む。)、顧問、<u>又は</u>評議員等(以下「役員等」という。)の職を兼ねること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(役員等の職を兼ねる場合の特例)</p> <p>第5条 前条第1号の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、東京農工大学役員等兼業審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査を経て、許可することができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 株式会社又は有限会社の監査役の職を兼ねる場合 (4) <u>その他学長が認めた職を兼ねる場合</u></p> <p>2 (略)</p>	

附 則(教規程第15号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。